

令和2年度松江市製造業緊急現場改善支援補助金 募集のご案内

この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が実施する現場改善活動の推進に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の製造過程における省力化を支援し、事業継続及び競争力強化を図るためのものです。

1 補助対象事業

市内で製造業を営む中小企業者が取り組む現場改善活動で、新型コロナウイルス感染症対策を含む安全性の確保を製造現場で担保し、生産効率の向上又は製造コストの低減を図るために必要な事業とします。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業は除きます。

※令和4年1月31日までに全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了する必要があります。

2 補助対象経費

補助対象経費は次に掲げるものとし、消費税等については対象外とします。

- ①委託料・工事請負費：製造現場における安全性を確保する（新型コロナ感染症対策を含む）ための環境整備現場改善経費
- ②役員費・備品購入費・原材料費：上記現場改善の実施に伴い生じる各種の経費
- ③その他：その他市長が特に認める経費

【現地調査】

実績報告に際しては、市職員による現地調査を実施し、改善内容の確認を行いますので受入についてご協力をお願いします。

3 交付の率又は金額について

次に掲げるとおりとします。

補助率：補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）

補助上限：100万円

4 補助対象者

- (1) 松江市内に事業所を有する製造業（※）を営む中小企業者
※ 製造業…「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）に定める製造業を主たる業種として営んでいることが必要です。
- (2) 市税を滞納していない者
納期が到来している松江市の（法人）市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税等松江市に納付すべき全税目について、未納又は滞納がないこと。

5 申請の方法

(1) 募集期間等

令和2年10月8日から随時募集し、内容を審査します。補助金額については予算の範囲内で交付します。

(2) 補助金交付要綱、申請様式、事業計画書・事業報告書については、松江市ホームページからダウンロードできます。

(3) 申請時の提出物は下記のとおりです。

- ①補助金等交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1-1～3・施工前の写真も添付）
- ③直近2期分の決算書の写し

(4) 提出先

松江市 産業経済部 まつえ産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話 0852-60-7101 FAX 0852-25-0300 E-mail:misc@city.matsue.lg.jp

6. 申請後の流れ

(1) 「交付決定通知（様式第2号）」：松江市→補助対象者

(2) 「着手届（様式第4号）」：補助対象者→松江市

※交付決定後、速やかに提出してください。

(3) 「完了届（様式第4号）」：補助対象者→松江市

※全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。

(4) 「実績報告書（様式第5号）」：補助対象者→松江市

①事業報告書（別紙3-1～3）

※改善効果を検証し、今後の継続的な改善活動の効果を高めていただくために、事業報告の一環として「改善個所別評価表」の作成をお願いすることとしています。事業実施にあたっては、改善前と改善後が比較できる画像や数値などの改善状況の記録化に努めていただきますようお願いいたします。

③補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

④領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

⑤市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書又は滞納なし証明書）

(5) 「現地調査」：補助対象者→松江市→補助対象者

※事業完了日以降、速やかに松江市へ連絡してください。

(6) 「確定通知書（様式第6号）」：松江市→補助対象者

(7) 「交付請求書（様式第7号）」及び「口座振替依頼書（様式第9号の3）」

：補助対象者→松江市

(8) 補助金の交付：松江市→補助対象者